

公共サービス改革基本方針

平成 21 年 7 月

	(頁)
第1 意義及び目標	1
第2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	1
1 基本的な考え方	1
(1) 公共サービスに関する不断の見直し	1
(2) 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減	2
(3) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置	3
(4) 透明性・中立性・公正性の確保	3
(5) 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札に 関する国の役割	3
2 国の行政機関等が実施する公共サービスの改革	4
(1) 対象公共サービスの選定	4
(2) 官民競争入札又は民間競争入札の実施等	6
(3) 対象公共サービスの実施等	7
3 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札	10
(1) 地方公共団体の役割等	10
(2) 「合議制の機関」の設置	11
4 官民競争入札等監理委員会	11
5 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する 評価及びこれに伴う基本方針の見直し	12
(1) 評価の位置付け	12
(2) 評価の手続	12
(3) 評価の観点	12
(4) 基本方針の見直し等	13
6 公務員の処遇	13
7 制度の活用に向けた取組	14
第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項	14

第1 意義及び目標

今日の厳しい財政事情の中、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し「簡素で効率的な政府」を実現することは、国及び地方を通じた我が国全体にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。今後「簡素で効率的な政府」への道筋を確かなものにするためには、国や地方公共団体が行っている業務について、公共サービスの受益者である国民に対し、より質の高いサービスを提供する観点から、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、必要な措置を講ずることが重要となっている。

また、国や地方公共団体が行う業務について、競争を導入することにより、業務の実施主体の切磋琢磨・創意工夫を促すことも、「簡素で効率的な政府」の実現にとって極めて重要である。

以上の認識の下、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すこととする。

第2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

政府は、法の趣旨（第1条）及び基本理念（第3条）にのっとり、以下に掲げる基本的な考え方の下に、競争の導入による公共サービスの改革に取り組むものとする。

(1) 公共サービスに関する不断の見直し

公共サービスについては、公共サービスの受益者である国民の立場に立って、その要否や実施方法等に関し、不断の見直しを行う必要がある。このため、「公共サービス改革基本方針」（以下「基本方針」という。）は、少なくとも毎年度一度、見直す。

同方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関し、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、

- ① 官の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスを廃止等するとともに、

② 必要性があるとしても、「官」自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができると判断された業務については、官民競争入札又は民間競争入札の実施やこれに必要な規制改革等必要な措置を講じる。

見直しに係る検討に当たっては、民間の創意と工夫をいかす観点から提出される民間事業者の意見や公共サービスによる利益を享受する国民の意思等を十分踏まえ、「官民競争入札等監理委員会」（以下「監理委員会」という。）による積極的かつ能動的な審議に真摯に対応するとともに、検討のプロセス及び検討結果について国民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

また、法第7条の規定においては、官民競争入札又は民間競争入札の対象となった個々の公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）について、その実施期間の終了にあわせて、当該公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行った上で、対象公共サービスの事後の実施の在り方を見直すものとしており、公共サービスに関する不断の見直しを進める観点から、このような評価についても的確に実施する。

(2) 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減

法第1条の規定においては、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、これらの対象として選定された公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを求めている。

このため、まず、基本方針において官民競争入札又は民間競争入札の対象を選定するに当たり、上記(1)に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、当該業務を「官」自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができると判断された業務については、公共サービスの受益者である国民の立場を踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の実施につき積極的に検討する。

その際、「国の行政機関等の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置する」旨を定める法第4条の規定を踏まえ、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい業務範囲の選定や規制の在り方についても、十分に検討する。

また、対象公共サービスごとに策定される官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）については、当該公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施における上記目的の達成の程度やこれに要した経費を正確に把

握した上で、これらを踏まえ、上記目的の達成のため当該公共サービスの実施に当たり確保されるべき質や望ましい費用対効果について、可能な限り客観的に検証を行った上で策定する。

この場合、法全体の趣旨・目的を踏まえ、経費の削減を図るために必要な対象公共サービスの質を犠牲にする、あるいは逆に、必要以上の質を確保するために不要な経費が支出される、といった事態を招くことのないよう留意する。

また、法第4条の規定を踏まえ、サービスの質を確保しつつ、民間事業者の創意工夫の余地を可能な限り大きくすることにより、費用対効果を最大化できるよう、実施要項の内容等を定める。

(3) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

官民競争入札又は民間競争入札の結果、対象公共サービスの実施を委託された民間事業者は、民間事業者の責務に関する法第6条の規定を踏まえ、業務の公共性を認識の上、国民の信頼にこたえられるよう、法令を遵守するとともに、責任を持って業務に取り組むことが求められる。

他方で、委託を行った国の行政機関等においても、民間事業者にその実施が委託された対象公共サービスに関し、その国民への提供について最終的に責任を負うのは委託を行った国の行政機関等であることを認識し、国の行政機関等の責務に関する法第4条の規定も踏まえ、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう、契約及び法に基づき、監督等必要な措置を講ずる。

(4) 透明性・中立性・公正性の確保

競争の導入による公共サービスの改革は、その実施の過程について、透明性・中立性・公正性を確保しつつ進める。

こうした観点から、監理委員会は、積極的かつ能動的な審議を行い、基本方針・実施要項の審議等に当たり、多様な意見を十分に聴取しつつ、公正中立な視点に立って、その役割を果たすものとする。

また、国の行政機関等においては、自らの公共サービスを官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とすることの適否等につき見解を適時に公表するなど、国民に対する説明責任を十分に果たす。

(5) 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札に関する国の役割

地方公共団体の公共サービスについて官民競争入札又は民間競争入札を実施するかについては、当該地方公共団体の判断に委ねられているが、国は、法第4条第2項を踏まえ、自発的に官民競争入札又は民間競争入札を実施しようとする地方公共団体

等（地方三公社、地方独立行政法人を含む。）が円滑にその実施を図ることができるよう、実施を阻害している法令の見直しなど、環境整備を積極的に進める。

2 国の行政機関等が実施する公共サービスの改革

(1) 対象公共サービスの選定

ア 民間事業者・地方公共団体からの意見の募集及びそのための情報の公表

公共サービスの受益者である国民の立場に立って、競争の導入による公共サービスの改革を進めるためには、民間事業者の創意と工夫の発揮の効果が高いものと見込まれる業務を、重点的に、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とすることが重要である。

このため、国の行政機関等が実施している業務に関し必要な情報を公表し、民間事業者が、その業務の内容を理解した上で、創意と工夫に基づいて、より良い公共サービスの担い手となると考えられる業務について、民間事業者及び地方公共団体から要望を受け付けることとしている。

他方で、法の趣旨を踏まえると、国民の視点に立って、可能な限り幅広い分野から官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とする公共サービスを選定していくことが重要であり、こうした観点から、対象業務に関する要望及び必要な情報公表の要請は、民間事業者及び地方公共団体のみならず、広く国民一般も行うことができるものとする。

また、情報の公表に当たっては、当該業務についての理解を深め、より良い民間要望に結びつけるとの観点から、要請があった業務を所管する国の行政機関等は、当該業務に係る具体的な業務の内容、実施体制、実施方法及び従来の実施における目的の達成の程度を把握するために参考となる指標等を積極的に公表する。

さらに、対象業務に関する要望及び必要な情報公表の要請は、「行政処分」にかかる業務や既に民間事業者等に委託されている業務を含んだ広く国の行政機関等が実施する業務等を対象とするものであり、この中には、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人等の業務を含むものとする。

このほか、提出された要望の取扱いに関する内閣府又は監理委員会と関係行政機関の検討状況や要請があった情報については、広く内閣府のホームページにおいて公開するものとする。

なお、対象業務に関する要望及び情報公表の要請の実施方法及び実施時期については、これらの実施の趣旨に沿ったより良いものとしていく観点から国において引き続き検討し、必要に応じ、見直しを図るものとする。

イ 対象公共サービスの選定の考え方

限られた財源の中で公共サービスの受益者である国民に対しより質の高いサービスを提供していく観点から、国の行政機関等が実施する業務について、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国の行政機関等の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された業務については、当該業務を廃止等の対象として選定するほか、必要性がある業務であっても、民間に委ねることができる判断された業務については、当該業務を官民競争入札又は民間競争入札の対象とする業務として選定する。

具体的には、法第7条の規定にのっとり、公共サービスに関する情報の公表、民間事業者等からの意見の募集、関係する国の行政機関等の間での協議、監理委員会における審議等を経て、基本方針として閣議決定される。

特に、官民競争入札又は民間競争入札の対象とする公共サービスについては、広く国の行政機関等が実施する業務の中から、以下の①～⑤を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

- ① 業務の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か
- ② 業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か
- ③ 会計法令（会計規程等を含む。以下同じ。）に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性・公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の関与等）により、透明・公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か
- ④ 民間事業者が当該業務を実施することとなった場合、その業務の公共性にかんがみ、従来から外部委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等を行うことが必要であるか否か
- ⑤ 国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か

国の行政機関等において、民間委託により業務を実施する際には、当該業務の内容に応じて、上記の①～④を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

また、「行政処分」に係る業務や、既に民間委託が行われている業務についても、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とする業務から排除されるものではない。特に、「行政処分」に該当する業務を官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止等の対象とするためには、当該業務を、民間事業者が実施することとする場合に法律の特例が必要とされる業務として法第7条第2項第3号及び第4号に規定する政府が講ずべき措置に関する計画の中で決定した上で、法第5章第2節に規定する「特定公共サービス」として位置付ける法の一部改正を行うことが必要となる。

(2) 官民競争入札又は民間競争入札の実施等

ア 実施要項の作成

官民競争入札又は民間競争入札を実施するに当たっては、まず、基本方針に従って、対象公共サービスの内容等に応じて、実施要項を決定することが必要である。

実施要項は、求められる対象公共サービスの質等、入札の結果対象公共サービスを担うこととなった者が遵守すべき重要事項を定めるものであるとともに、民間事業者等により良質な提案を促すために、事前に公表する入札に関する募集情報の説明書である。この内容は、対象公共サービスを国民のためにどのように提供することが適切かという、いわば対象公共サービスの在り方を示すものである。

実施要項の策定に当たって、求められる対象公共サービスの質を適切かつ明確に定めることは、創意工夫をいかして対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現し、その適正かつ確実な実施を確保するために重要であることから、以下に留意の上、対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定する。

- ① 対象公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施におけるこの目的の達成の程度やこれに要した費用を正確に把握した上で、望ましい費用対効果や社会経済情勢の変化にも留意しつつ、確保すべきサービスの質について検証し、設定すること
- ② その際、対象公共サービスの政策目的を具体化し、サービスの質を適切に表す指標を用いて定量的に規定することが望ましいこと
- ③ また、サービスの質を確保しつつ、対象公共サービスを担うこととなる者の創意工夫が最大限発揮されるよう、具体的な業務の実施手順等の仕様の特定は必要最小限に止めること

このような形で、対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定することは落札者等の決定のためのサービスの質の評価基準の設定や、実施期間中の監督、実施期間終了後の実施の在り方に関する評価を実施するためにも、非常に重要である。

また、上記のほか、実施期間（設備やスキルの構築への投資が行えるように原則複数年とする）、官内部での情報交換の遮断措置（官民競争入札の場合）、過去の実績を正確に開示し、より優れた提案を促すための従来の実施状況に関する情報の開示等について、国の行政機関等は、監理委員会が自ら別に定める実施要項の審議に当たっての指針に留意の上、実施要項の案を作成するものとする。

なお、実施要項を定めるに当たっては、上記の検証を的確に行い、適切な実施要項

とするため、必要に応じて、以下に示す様々な取組を行う。

- ① 実施要項の案を公表して、幅広く意見を聴取し、十分に考慮すること
- ② 基本方針策定段階で聴取した民間事業者等からの意見を十分に考慮すること
- ③ 外部専門家の活用を検討すること

イ その他入札実施に当たっての留意事項

国の行政機関等の長等は、官民競争入札又は民間競争入札を実施するに当たっては、可能な限り多様・多数の入札参加者の間で公正な競争が確保されるよう責任をもって対応するとともに、以下に留意し適切に入札を実施する。

(7) 入札参加資格の有無の確認

国の行政機関等の長等は、法第9条第2項第3号及び第3項の規定に基づき実施要項で定められる入札参加資格、法第10条に規定する欠格事由の有無を適切な方法によって確認するものとする。

(イ) 落札者等を決定したときに公表すべき事項

落札者等を決定したときは、法第13条第3項等の規定に基づき必要な事項を公表することとなるが、落札者等の決定の理由の公表に当たっては、入札に参加した者の対象公共サービスの質の評価の結果、入札価格及び総合評価の結果等も含め、できるだけ詳しく公表し、入札の過程の透明性を確保するよう努める。

(ウ) 初回の入札で落札者等が決定しなかったときの取扱い

初回の入札で落札者等が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することを原則とする。国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施すること等の対応は、やむを得ない場合に限定し、その理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

(3) 対象公共サービスの実施等

官民競争入札又は民間競争入札の結果、最も優れた提案を行った者が対象公共サービスの実施を担うこととなった場合も、実際に提案に基づいて対象公共サービスの質の維持向上が図られることが必要であり、官民間問わず、緊張感を持って対象公共サービスの実施を確保することが求められる。

ア 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

民間事業者が対象公共サービスを実施することとなった場合も、国の行政機関等及び民間事業者は、以下に留意し、その適正かつ確実な実施を確保する。

(7) 契約の締結等

国の行政機関等と民間事業者は、十分な時間をかけ、実施要項及び提案書の内容を適切に反映させ、契約を締結する。

民間事業者が対象公共サービスを開始する前には、国の行政機関等において従来業務を実施していた職員及び入札実施事務を担当する職員等と、民間事業者は、十分な時間的余裕を持って引き継ぎ等の準備行為を実施する。

(イ) 公共サービスの実施等

対象公共サービスの実施に当たっては、まずは民間事業者が、法第6条の規定を踏まえ、常時、業務の実施状況を把握するなど、契約に基づき、自律的に適正かつ確実に当該サービスを実施することが求められる。

国の行政機関等においても、対象公共サービスの質が確保されているかを中心に、的確な監督等を行う必要があるが、その際、監督等の実効性を上げるとともに、監督等によって民間事業者に過剰な負担を負わせることを回避するため、事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を可能な限り促すものとするなど、業務の内容等に応じ、効率的、効果的な方法で行うものとする。

監督等の措置としては、国の行政機関等は、民間事業者から、対象公共サービスの実施状況について、契約に従って、原則として定期的に必要な頻度で報告を求め、会計法令に基づく監督・検査を行う。

また、これだけでは対象公共サービスが適正かつ確実に実施されないおそれがあると認められる場合は、国の行政機関等は、法第26条の規定に基づく報告徴収、立入検査等や、法第27条の規定に基づく必要な措置の指示等の規定を活用する。民間事業者がこれらの報告徴収、指示等に従わない場合には、罰則が適用される。

さらに、民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合や、上記の報告徴収、指示等に従わない場合等には、国の行政機関等は、契約を解除することができる。この際は、当該サービスの継続的な提供が確保されるよう、法第22条第2項の規定に基づく新たな官民競争入札又は民間競争入札の実施等の必要な措置を講ずることが必要となる。また、監理委員会は、当該行政機関等が契約を解除した日付及び相手方の民間事業者を他の行政機関等が把握することができるよう、当該行政機関等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

以上の監督等については、国の行政機関等は、実施要項において、監督等の責任者その他の体制を明らかにするとともに、その体制を民間事業者へ通知するものとする。

上記に加え、民間事業者と対象公共サービスの実施に関係する国の行政機関等は、

当該サービスの質の維持向上という同じ目的を共有するパートナーであることを自覚し、相互に必要な連携を図るものとする。

イ 国の行政機関等が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等

官民競争入札の結果、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合、入札の際の自らの提案（法第 11 条第 2 項に規定する対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法、対象公共サービスの実施に要する経費の金額）に基づき、自ら対象公共サービスを適正かつ確実に実施する。

なお、国の行政機関等が、自らの提案に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合等は、民間事業者による対象公共サービスの実施の場合に準じて、新たな民間競争入札の実施等必要な措置を講ずる。

ウ 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への通知及び公表

国民の立場に立って、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するためには、対象公共サービスの実施状況等に関する情報の公表等により、透明性が確保されることが重要である。

このため、民間事業者が落札者となった場合、国の行政機関等は、対象公共サービスの実施状況や監督・検査の状況等について監理委員会に報告するとともに、法第 26 条第 4 項及び第 27 条第 2 項に基づいて、報告徴収、立入検査、指示等の内容及び理由を監理委員会に通知する。

また、国の行政機関等は、事業の適正実施に向けた民間事業者の自律的な対応を促す観点から、対象公共サービスの実施状況について公表するものとする。

なお、民間事業者自身が、契約等に基づき、対象公共サービスの実施状況について公表するものとするとも考えられる。

また、国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合も、必要な頻度で対象公共サービスの実施状況（確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況及び対象公共サービスの実施に要した経費等）を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

エ 再委託の禁止等

民間事業者が落札者となった場合、対象公共サービスの実施に当たり、その全部を一括して再委託することは、競争の結果、質及び価格の両面で最も優れた者に公共サービスの実施を担わせることとしている法全体の趣旨・目的に照らし認められない。

また、民間事業者が、対象公共サービスの質の維持向上等のために、その一部について再委託を行う場合には、実施要項において以下の措置を講じることとするなど、

当該サービスの適正かつ確実な実施を確保するものとする。

- ① あらかじめ国の行政機関等の承認を受けることを義務付けるものとし、承認を行うに当たっては、再委託を行うことの合理性及び必要性のほか、再委託先が再委託契約の履行能力を有するかなどについて確認する。
- ② 再委託を承認した場合には、委託者に対し、再委託を受けた者から必要な報告を徴収させる。

なお、国の行政機関等が対象公共サービスを実施することとなった場合において、さらに他の者にサービスの実施を委託するときの取扱いも、上記と同様の考え方に基つき、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するものとする。

3 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札

地方公共団体の実施する公共サービスは、国民にとって最も身近な公共サービスであり、地方公共団体において官民競争入札又は民間競争入札が実施されることで、公共サービスの在り方に関する国民の関心が高まり、一層の改革が図られるものである。

(1) 地方公共団体の役割等

法においては、地方公共団体に対し、官民競争入札又は民間競争入札の実施を義務付けてはいない。

地方公共団体においては、法第5条の規定を踏まえ、公共サービスの受益者である住民の立場に立って、法の基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、官民競争入札又は民間競争入札を実施することが期待される。

法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、前記第2の1及び2を踏まえることが必要である。

地方公共団体等（地方三公社、地方独立行政法人を含む。）の官民競争入札又は民間競争入札の実施を阻害している法令がある場合には、地方公共団体は、法第7条第5項の規定に基づく意見聴取の手續において、積極的な提案等が期待される。

また、地方公共団体の自主的・主体的な取組に資するよう、国は、地方公共団体における官民競争入札又は民間競争入札の実施状況に関し、法第8条の規定に基づく実施方針の策定状況、先駆的な取組等についての情報をインターネットの活用等により広く公表するものとする。

なお、法令の特例を講ずる必要のない業務については、地方公共団体は、法の定める手續によらず、地方自治法に基づき、自ら所要の規則等を定めることにより、官民

競争入札又は民間競争入札を実施することができる。

その場合、法の定める手続や前記第2の1及び2を参考にしつつ、競争の導入による公共サービスの改革の趣旨を踏まえた対応が望まれる。

(2) 「合議制の機関」の設置

地方公共団体は、法に基づき特定公共サービスに係る官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、条例により公共サービスに関して優れた識見を有する者によって構成された審議会その他の合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）を設置する必要がある（法第47条）。

合議制の機関は、国における監理委員会に相当する機関であり、実施要項の策定、官民競争入札の落札者に係る評価の実施及び落札事業者との契約の変更等、あらゆるプロセスにおいてこの合議制の機関の議を経ることにより、制度の透明性、中立性及び公正性の確保を図ることを目的とするものである。

合議制の機関については、新たに設置することも可能であるが、同種の機能を持った審議会を活用する方法等も考えられる。

4 官民競争入札等監理委員会

監理委員会は、競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために設置されるものであり、法の基本理念の具体化に向けて重要な役割を担う組織である。法においては、

- ① 内閣総理大臣による基本方針の案の策定
- ② 国の行政機関等の長等による実施要項の策定
- ③ 国の行政機関等の長等による官民競争入札の落札者の決定に係る評価

等の過程において、監理委員会の議を経るものとされている。

監理委員会は、公共サービスの受益者である国民の立場に立って、公正中立な視点に立って審議を進め、その結果を適切に開示するとともに、その活動内容についてホームページ等により広く公表するものとする。また、監理委員会は、審議の過程において、国の行政機関等との議論や民間事業者や地方公共団体等から意見を聴く機会を持つこと等により、公共サービスの改革に向けて幅広く検討すること等を通じ、積極的・能動的な審議を行うものとする。

5 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し

(1) 評価の位置付け

競争の導入による公共サービスの改革を不断に進めるためには、これまでの対象公共サービスの実施状況を十分に検討した上で、実施期間の終了後の対象公共サービスの実施の在り方について見直すことが重要である。

法第7条第8項の規定に基づき、内閣総理大臣は、対象公共サービスの実施状況（目的の達成の程度その他の対象公共サービスの質及び経費に係る状況）を踏まえ、対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価（以下「評価」という。）を行った上で、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直し、必要に応じて、基本方針を変更する。

(2) 評価の手續

評価は、対象公共サービスの実施期間終了時から開始するのではなく、当該実施期間終了時において、速やかに次の段階に移行し、新たな官民競争入札又は民間競争入札を実施することができるよう、適切な時期から開始することを原則とする。

具体的には、以下の手續により実施する。

- ① 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、下記(3)ア及びイに掲げる事項に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報を内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。
- ② ①により提出された情報を踏まえ、内閣総理大臣は、評価案を作成し、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議する。
- ③ 内閣総理大臣は、評価案について、監理委員会の議を経た上で、評価を確定する。
- ④ 確定した評価を踏まえ、基本方針を見直し、必要に応じ、変更する。

(3) 評価の観点

実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する内閣総理大臣の評価は、以下のア・イの観点から行う。

その際、社会経済情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案する。

ア 対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価

対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等が実施する対象公共サービスの利用状況調査等を通じて、当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無等を検

証した上で、当該対象公共サービスの在り方について整理する。

イ 対象公共サービスの実施内容に関する評価

これまでの対象公共サービスの実施状況（対象公共サービスの質及び経費。以下同じ）について、

- ① 対象公共サービスの実施状況が、契約内容（実施体制及び実施方法並びに経費）に記載されている内容以上の効果を上げているか否か、
- ② 対象公共サービスの実施状況と実施要項において情報開示されている従来の実施状況（経費、人員、施設設備及び目的の達成の程度）等を比較考量することや、民間事業者が落札し、業務を実施している場合の対象公共サービスの実施状況と国が直轄で実施する同様の業務の実施状況（当該業務の質及び経費）を比較考量すること等により、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の観点から効果を上げているか否か

等を明らかにし、その要因を把握した上で、一層の対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策（例えば、対象公共サービスの実施地域・地点の拡大、対象公共サービスの範囲の拡大、確保すべき対象公共サービスの質の内容の再設定、落札者等を決定するための評価基準の見直し等）を得る。

(4) 基本方針の見直し等

上記(3)を踏まえ、基本方針を見直し、再度、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合等には、必要に応じ、基本方針を変更するとともに、新たな実施要項を策定するものとする。

6 公務員の処遇

官民競争入札又は民間競争入札の結果、民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇については、配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とする。各任命権者は、職員の不安やこれによる士気の低下を来さないよう、責任を持って円滑な配置転換に取り組むものとする。

官民競争入札又は民間競争入札の実施に伴って、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に定める定員の純減目標の見直しが行われ、定員の減少の結果、当該部門内で配置転換を行ってもなお職員数が定員を上回ることとなる場合には、「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」（同）に定める配置転換、採用抑制等の仕組みを活用する。

また、任命権者の要請に応じて国家公務員を退職し、落札事業者の下で業務に従事した者が、再び職員に採用されることを希望する場合には、任命権者は、その者の退

職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験を勘案し、本人の希望について十分配慮する。

7 制度の活用に向けた取組

国は、公共サービスの改革に関する優良事例等の蓄積・整理や改革の進捗状況等の情報の公表を行うとともに、地方公共団体、民間事業者等の要望に対する必要な助言・支援等を行い、公共サービスの改革の一層の推進に努める。

あわせて、国は、国民、民間事業者、地方公共団体等に対して、法の基本理念や制度の具体的な仕組み等について広報・啓発、情報提供を行うとともに、諸外国における関連制度の動向等を含めた調査研究を行う。

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項に関する措置については、別表に基づき、計画的かつ着実に実施する。

別表に盛り込まれた措置に関する進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与するものとする。

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)内閣府所管の統計調査	<p>○ 消費動向調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年10月目途に入札公告し、平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成23年3月までの1年間</p> <p>【平成23年度以降の事業に関する計画の策定】 上記事業の入札状況等を踏まえ、平成23年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成22年5月末までに策定する。</p>	内閣府
(2)総務省所管の統計調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品(調査票等を除く。)の印刷、調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成22年12月までの2年9か月間</p> <p>○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての基幹統計調査について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)を踏まえ、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。</p> <p>○ サービス産業動向調査について、法の対象業務とする方向で引き続き監理委員会と連携してその具体的内容の検討を行い、平成22年5月末までに結論を得る。</p>	総務省
(3)財務省所管の統計調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する民間給与実態統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年9月から平成23年6月までの1年10か月間</p>	財務省

<p>(4)厚生労働省 所管の統計調査</p>	<p>○ 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年中に入札公告し、平成21年度事業分から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度事業から平成24年3月までの3事業年度分</p> <p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する就労条件総合調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年9月から平成23年3月までの1年7か月間</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(5)農林水産省 所管の統計調査</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している牛乳乳製品統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成23年1月までの2年3か月間</p> <p>【平成22年度以降の事業に関する計画の策定】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成22年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成22年3月末までに策定する。</p> <p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している生鮮食料品価格・販売動向調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成23年2月までの2年4か月間</p> <p>【平成22年度以降の事業に関する計画の策定】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成22年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成22年3月末までに策定する。</p>	<p>農林水産省</p>

<p>(5)農林水産省 所管の統計調査 (続き)</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している木材流通統計調査のうち木材価格統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成22年12月までの2年2か月間</p> <p>【平成22年度以降の事業に関する計画の策定】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成22年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成22年3月末までに策定する。</p> <p>○ 農業物価統計調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年7月目途に入札公告し、平成21年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年11月から平成24年3月までの2年5か月間</p> <p>○ 内水面漁業生産統計調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年7月目途に入札公告し、平成21年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年11月から平成23年8月までの1年10か月間</p>	<p>農林水産省</p>
<p>(6)経済産業省 所管の統計調査</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している経済産業省企業活動基本調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p>	<p>経済産業省</p>

<p>(7)国土交通省 所管の統計調査</p>	<p>○ 建設関連業等の動態調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年12月までに入札公告し、平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年度から原則3年以上の複数年契約で実施する方向で検討を行う。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(8)環境省所管 の統計調査</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応（以上については水質汚濁防止法等の施行状況調査を除く。）、個票審査、集計、報告書の作成に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年7月から平成24年3月までの2年9か月間</p>	<p>環境省</p>
<p>(9)(独)統計センターの大規模 周期調査の符号格 付業務</p>	<p>○ (独)統計センターの実施している符号格付業務のうち平成22年国勢調査における同業務について、平成21年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成22年中に結論を得る。</p>	<p>総務省</p>

2. 登記関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
証明書交付等事務(乙号事務)	<p>○ 登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、平成22年度までに民間競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 登記所で実施している登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿、登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成20年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国550か所(平成19年4月1日現在)のうち22か所の登記所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例</p> <p>【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の実施について、地図情報システムの全国展開に合わせて、順次、全国の乙号事務に専従している職員を有する登記所に拡大し、平成22年度までに、当該登記所のすべてについて民間競争入札を実施する。</p>	法務省

3. 社会保険庁関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
国民年金保険料 収納事業	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施している国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【契約期間】 平成19年10月から平成22年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所のうち95か所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p>	厚生労働省
	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施している国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【契約期間】 平成20年10月から平成22年9月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所のうち90か所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p>	
	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施する国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【契約期間】 平成21年10月から平成24年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所のうち127か所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p>	
	<p>○ 国民年金保険料収納事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年4月までに入札公告し、平成22年10月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年10月から平成24年9月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所のうち185か所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p>	

(注)平成22年1月に社会保険庁が廃止され日本年金機構が設立されることに伴い、上記業務は厚生労働大臣が日本年金機構に行わせる予定である。

4. ハローワーク関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)「人材銀行」事業	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「人材銀行」事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「人材銀行」で実施している管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービス</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から平成22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国12か所のうち東京、神奈川、福岡の3か所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第32条に基づく職業安定法の特例</p>	厚生労働省
	<p>○ 上記措置に基づく事業について、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）と官が直接実施する他の「人材銀行」事業の運営状況等とを比較するとともに、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等に基づく雇用保険二事業の改革の一環としての事業の目標管理も踏まえながら、監理委員会と連携しつつ、官民競争入札又は民間競争入札の更なる活用を含め、今後の事業の在り方について更に検討する。</p>	

	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「キャリア交流プラザ」事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「キャリア交流プラザ」で実施している求職者(特に管理職経験者や技術者)に対する就職支援の業務(キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等)</p> <p>【契約期間】 平成19年4月から平成22年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国15か所のうち、北海道、埼玉、東京、神奈川、新潟、愛知、京都、福岡の8か所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第32条に基づく職業安定法の特例</p>	
(2)「キャリア交流プラザ」事業	<p>○ 「キャリア交流プラザ」事業について、上記措置の実施状況等を踏まえて実施要項の内容等について所要の見直しを行った上、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「キャリア交流プラザ」で実施している求職者(特に管理職経験者や技術者)に対する就職支援の業務(キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等)</p> <p>【契約期間】 平成22年6月から平成25年3月までの2年10か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国15か所のうち、北海道、埼玉、神奈川、新潟、愛知、京都、福岡の7か所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第32条に基づく職業安定法の特例</p>	厚生労働省
(3)求人開拓事業	<p>○ 平成19年度事業及び平成20年度事業について、民間事業者による運営状況(サービスの質や効率性等)と官が直接実施する他の求人開拓事業や過去の官による運営状況等とを比較するとともに、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)等に基づく雇用保険二事業の改革の一環としての事業の目標管理も踏まえながら、監理委員会と連携しつつ、「キャリア交流プラザ」の就職支援事業に関する官民競争入札又は民間競争入札の更なる活用について検討する。</p>	厚生労働省

5. 公物管理関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)都市公園の維持管理業務	<p>○ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第2号イに規定する公園(一の都府県を超えるような広域の見地から設置される国営公園)の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「滝野すずらん丘陵公園」(北海道)、「国営東京臨海広域防災公園」(東京都)の2か所</p>	国土交通省
(2)国民公園の維持管理業務	<p>○ 国民公園の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「新宿御苑」の管理・運営業務のうち、植生管理、温室管理、清掃、発券、巡視・利用指導及びインフォメーションの各業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年7月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年7月から平成25年6月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「新宿御苑」(東京都)</p>	環境省
(3)国立公園関係施設の維持管理業務	<p>○ 自然公園法(昭和32年法律第161号)における公園事業として環境省が設置した施設の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年7月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年7月から平成25年6月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「大山隠岐国立公園の大山寺集団施設地区及び榎水原集団施設地区」(鳥取県)</p>	環境省

6. 施設管理・運營業務及び研修関連業務

	措置の内容等	担当府省等
(1)内閣府施設の運営等業務	<p>○ 次の内容の官民競争入札により事業を実施している内閣府の管理する「永田町合同庁舎」の管理・運營業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「永田町合同庁舎」(東京都)</p>	内閣府
(2)警察庁施設の運営等業務	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している警察庁の管理する「警察大学校」の管理・運營業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「警察大学校」(東京都)</p>	警察庁
(3)総務省施設の運営等業務	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している総務省の管理する「情報通信政策研究所」の管理・運營業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「情報通信政策研究所」(東京都)</p> <hr/> <p>○ 総務省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「自治大学校」(東京都)、「消防大学校」(東京都)の2か所</p>	総務省
(4)法務省施設の運営等業務	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「法務省浦安総合センター」の管理・運營業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>○ 次の内容の民間競争入札に準じた手続による一般競争入札により事業を実施している「矯正研修所」の管理・運營業務について、実施方針等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「法務省浦安総合センター」(千葉県)、「矯正研修所」(東京都)の2か所</p>	法務省

<p>(5)外務省施設の運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している外務省の管理する「外務省研修所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「外務省研修所」(神奈川県)</p>	<p>外務省</p>
<p>(6)財務省施設の運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「財務本省研修所」及び「税務大学校」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「財務本省研修所」(東京都)及び「税務大学校和光校舎」(埼玉県)の2か所</p> <hr/> <p>○ 「税関研修所」及び「関税中央分析所」の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成27年3月までの5年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「税関研修所」(千葉県)及び「関税中央分析所」(千葉県)の2か所を一括して実施</p>	<p>財務省</p>

<p>(7)農林水産省 施設の運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「森林技術総合研修所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成22年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「森林技術総合研修所」(東京都)</p> <p>【平成22年度以降の事業に関する計画の策定】 平成22年度以降の事業の実施について、平成21年度中に実施する民間競争入札の実施予定時期、契約期間に関する計画を、監理委員会と連携しつつ、同年10月末までを目途に策定する。</p> <hr/> <p>○ 次の内容の民間競争入札に準じた手続による一般競争入札により事業を実施している「農林水産研修所つくば館」及び「農林水産研修所つくば館水戸ほ場」の管理・運営業務について、実施方針等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「農林水産研修所つくば館」(茨城県)及び「農林水産研修所つくば館水戸ほ場」(茨城県)の2か所</p> <hr/> <p>○ 「農林水産研修所」の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「農林水産研修所」(東京都)</p>	<p>農林水産省</p>
<p>(8)経済産業省 施設の運営等業務</p>	<p>○ 経済産業省の管理する次の官署・事業所にかかる施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。なお、耐震補強改修工事の進捗状況を踏まえ、入札等の実施予定時期については見直され得るものとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「経済産業研修所」(東京都)</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(9)国土交通省 施設の運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している国土交通省の管理する「国土交通大学校」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 小平本校については、平成21年4月から平成24年3月までの3年間 柏研修センターについては、平成21年7月から平成24年3月までの2年9か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国土交通大学校」(東京都及び千葉県)</p>	<p>国土交通省</p>

<p>(10)環境省施設の運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している環境省の管理する「環境調査研修所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「環境調査研修所」(埼玉県)</p>	<p>環境省</p>
<p>(11)庁舎等施設の運営等業務への官民競争入札等の活用に関する検討</p>	<p>○ 関係府省は、引き続き、監理委員会と連携しつつ、一般庁舎の管理・運営業務について、災害時等の緊急事態対応、セキュリティの確保等を踏まえながら、庁舎における業務の性格を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から検討を行い、平成21年中に結論を得る。</p> <p>○ なお、施設の管理・運営業務については、原則、官民競争入札又は民間競争入札の実施を検討することとするが、必要に応じ、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の実施の可能性についても検討する。</p>	<p>内閣府及び関係府省</p>

7. 刑事施設関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
<p>刑事施設の運営業務</p>	<p>○ 刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。)の運營業務(被収容者に対する有形力の行使及び被収容者の権利を制限し、又は被収容者に義務を課す処分を伴う業務を除く。以下同じ。)について、平成21年度中に刑事施設の一部を対象に民間競争入札を実施し、平成22年度から落札者による事業を実施する。民間競争入札の実施に当たっては、民間事業者の創意工夫が最大限発揮されるように留意するとともに、地方公共団体との連携に配慮しつつ、委託業務の内容、被収容者の性質等を勘案して対象とする刑事施設を選定する。</p> <p>【措置に関する計画の策定】 上記措置を前提に、平成21年度に実施する入札等の対象範囲・実施予定時期、契約期間、入札等の対象刑事施設の数・所在地、平成22年度以降の拡大措置等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成21年8月末までに策定する。</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条の3に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例</p> <p>【平成22年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 刑事施設の運營業務については、当分の間、「国の行政機関等の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)に盛り込まれた刑事施設関係の業務見直しの内容を踏まえて、平成21年度に実施する民間競争入札に係る事業の実施状況を検証しつつ、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について検討する。</p>	<p>内閣府及び法務省</p>

8. 内部管理業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
各府省の旅費業務への官民競争入札等の活用に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省の旅費業務について、「旅費業務の抜本的効率化について」(平成20年11月14日付け各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づく規程類等の改正、パック商品の確認・チケット手配のアウトソーシング等の措置を着実に実施しつつ、かかる成果を活用して、アウトソーシングの範囲・方法について引き続き検討を行うこととし、その際には、監理委員会と連携しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により、その効率化及び質の維持向上を図る観点から、官民競争入札又は民間競争入札の導入についても検討する。 ○ 共通システムの調達に当たっては、市販のパッケージソフトウェアの最大限活用等により、システム調達・運用コストの低減を図る。 	内閣府及び関係府省

9. 地方出先機関関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
<p>(1)地方入国管理局等の「外国人在留総合インフォメーションセンター」の運営業務</p>	<p>○ 地方入国管理局等の「外国人在留総合インフォメーションセンター」の運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 地方入国管理局等の「外国人在留総合インフォメーションセンター」の運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京(横浜を含む。)、名古屋、大阪の3か所</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所等の拡大等について検討する。</p>	<p>法務省</p>
<p>(2)地方入国管理局等の在留手続の窓口業務</p>	<p>○ 地方入国管理局等の在留手続の窓口業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 在留許可更新許可申請、就労資格証明書交付申請等の受付業務及び就労資格証明書等の引渡業務(法令により入国審査官が行うこととされている各種許可証印等に係る事務を除く。)</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京(横浜を含む。)、名古屋、大阪の3か所</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所等の拡大等について検討する。</p>	<p>法務省</p>
<p>(3)財務局の未利用国有地の管理等業務</p>	<p>○ 財務局の未利用国有地の管理等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 物件調査、物件整備(草刈・柵設置等)等の管理等業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 関東財務局管内の首都圏地区</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象の拡大等について検討する。</p>	<p>財務省</p>

<p>(4) 国税局の電話相談センターにおける相談業務</p>	<p>○ 国税局の電話相談センターにおける相談業務のうち、オペレーターによる対応が可能な相談業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 繁忙期(11月から3月までの5か月間)において、税務署の所在地・開庁時間の確認等のオペレーターによる対応が可能な相談業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度を目途に実施</p> <p>【契約期間】 事業実施から3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国12か所のうち複数箇所</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。</p>	<p>財務省</p>
<p>(5) 公認会計士試験事業</p>	<p>○ 財務局で実施する公認会計士試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 財務局の実施する受験願書の確認、試験会場の確保、試験の立会等の試験実施業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年中に入札公告し、平成23年度(平成24年試験)から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度(平成24年試験)実施分から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 関東財務局</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。</p>	<p>金融庁及び財務省</p>

<p>(6) 診療放射線技師試験事業等</p>	<p>○ 診療放射線技師試験事業、臨床検査技師国家試験事業、理学療法士国家試験事業、作業療法士国家試験事業、視能訓練士国家試験事業及び管理栄養士国家試験事業のうち、地方厚生局等で実施する業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 地方厚生局等の実施する出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等の試験実施業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年度中に入札公告し、平成23年度試験分から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度実施分から3年間</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、医師国家試験事業、歯科医師国家試験事業、保健師国家試験事業、助産師国家試験事業、看護師国家試験事業及び薬剤師国家試験事業のうち、地方厚生局等の実施する業務について、民間競争入札の拡大等について検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(7) 計量士国家試験事業</p>	<p>○ 経済産業局等で実施する計量士国家試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 経済産業局等の実施する案内書(願書)の配布、出願受付、試験会場の確保及び試験運営等の試験実施業務(試験問題作成業務等を除く。)</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年度中に入札公告し、平成23年度試験分から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度実施分から3年間</p>	<p>経済産業省</p>

10. 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)(独)国立公文書館の広報・普及啓発事業	○ (独)国立公文書館の体制等の充実のための方策について検討を行う中で、広報業務における民間競争入札の導入の可能性について検討し、監理委員会と連携しつつ、平成21年末までに結論を得る。	内閣府
(2)(独)国民生活センターの実施する企業・消費者向けの教育・研修事業	○ 次の内容の官民競争入札により事業を実施する(独)国民生活センターの教育・研修事業のうち、全国消費者フォーラム、企業研修の実施について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 全国消費者フォーラム、消費者問題・企業トップセミナーにおける受講者の募集業務をはじめとする運営業務 【入札等の実施予定時期】 平成21年10月から落札者による事業を実施 【契約期間】 平成21年10月から平成24年3月までの2年6か月間	内閣府
(3)(独)国民生活センター施設の運営等業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 相模原事務所の管理研修棟、商品テスト棟、宿泊棟の3つの施設の企画・管理・運営業務 【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国民生活センター相模原事務所(神奈川県)	内閣府
(4)(独)統計センターの大規模周期調査の符号格付業務	○ (独)統計センターの実施している符号格付業務のうち平成22年国勢調査における同業務について、平成21年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成22年中に結論を得る。(再掲)	総務省
(5)(独)国際協力機構の「海外移住資料館」の運営等業務	○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国際協力機構の「海外移住資料館」の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置づけに留意しつつ、実施要項等に基づき適切に運営する。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「海外移住資料館」の管理・運営業務 【契約期間】 平成21年3月から平成24年3月までの3年1か月間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「海外移住資料館」(神奈川県)	外務省

<p>(6)(独)国際協力機構の「国際協力人材センター」の業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国際協力機構の「国際協力人材センター」の業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国際協力人材登録関連業務、国際協力キャリア相談関連業務、人材情報等の提供・活用促進関連業務、ホームページ(「PARTNER」)運営管理業務</p> <p>【契約期間】 平成21年3月から平成24年3月までの3年1か月間</p>	<p>外務省</p>
<p>(7)(独)国際交流基金の「関西国際センター」の日本語研修事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している「在日外交官日本語研修」に関する実施業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 在日外交官を対象とした日本語研修業務及び受講者の募集業務</p> <p>【契約期間】 平成20年7月から平成23年3月までの2年9か月間。なお、各年度の事業終了後に実績状況の評価を行い、業務成績が要求水準に達しない場合は契約を解除する場合がある。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国際交流基金の「関西国際センター」(大阪府)</p>	<p>外務省</p>
<p>(8)(独)国際交流基金の文化芸術交流事業</p>	<p>○ (独)国際交流基金の文化芸術交流事業のうち、これまで基金が主催して行ってきた国内映画祭について、既存の国内映画祭との共催形式とする等、より効果的・効率的な実施の在り方について検討する。</p>	<p>外務省</p>
<p>(9)(独)国際交流基金の海外事務所等の運営等業務</p>	<p>○ (独)国際交流基金の海外事務所(全19か所)の管理・運営業務について、民間活力の活用等の措置により、一層の効率化を図る。</p>	<p>外務省</p>
<p>(10)(独)造幣局の貨幣セット販売事業</p>	<p>○ (独)造幣局の貨幣セット販売に関する業務については、現在行っている民間委託や平成21年度に委託事務を拡大して実施を計画している民間委託の業務実績を踏まえた上で、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点から、民間競争入札も含めた競争入札を行う対象・内容等について検討を行い、平成21年度中に結論を得る。</p>	<p>財務省</p>
<p>(11)(独)国立印刷局の「政府刊行物サービスセンター」事業</p>	<p>○ (独)国立印刷局の「政府刊行物サービスセンター」については、国立印刷局の業務・資産の見直しの結果や平成20年度の民間委託の業務実績等を踏まえた上で、民間競争入札の実施の可否等について検討を行い、平成21年度中に結論を得る。</p>	<p>財務省</p>
<p>(12)(独)大学入試センターの大学入試センター試験事業</p>	<p>○ (独)大学入試センターの大学入試センター試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 (独)大学入試センターの実施する出願受付、成績開示業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度に実施する試験から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年10月から平成24年4月までの2年7か月間</p>	<p>文部科学省</p>

<p>(13) (独) 国立科学博物館の設置・運営する「国立科学博物館」の施設運営等業務</p>	<p>○ (独) 国立科学博物館の「国立科学博物館」の施設管理・運営業務(展示業務の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「国立科学博物館」の施設管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年4月から落札者による業務を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国立科学博物館」(東京都)</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(14) (独) 国立美術館の設置・運営する美術館等の管理・運営業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独) 国立美術館の美術館等の管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 (独) 国立美術館の美術館等の管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「東京国立近代美術館」本館及び工芸館(東京都)</p> <p>【平成23年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(15) (独) 国立文化財機構の設置する「東京国立博物館」等の施設管理・運営業務</p>	<p>○ (独) 国立文化財機構の設置する東京国立博物館等の施設管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ①「東京国立博物館」及び「東京文化財研究所」の施設管理・運営業務 ②「東京国立博物館」の展示場における来館者対応等業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 ①については、平成21年10月から落札者による業務を実施 ②については、平成22年4月から落札者による業務を実施</p> <p>【契約期間】 ①については、平成21年10月から平成24年3月までの2年6か月間 ②については、平成22年4月から平成24年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「東京国立博物館」、「東京文化財研究所」(東京都)</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえ、施設管理・運営業務と展示場監視等業務の包括化、民間競争入札の更なる実施について検討する。</p>	<p>文部科学省</p>

<p>(16)(独)科学技術振興機構の「日本科学未来館」の運営等業務</p>	<p>○ (独)科学技術振興機構の「日本科学未来館」の企画・管理・運営業務について、現在実施している一般競争入札による包括的な民間委託の実施状況の評価を行うとともに、平成24年度以降の民間委託の方法について民間競争入札の対象とすることも含めて検討し、結論を得る。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(17)(独)日本スポーツ振興センターの設置・運営するスポーツ施設等の運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 スポーツ施設の管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国立霞ヶ丘競技場」(東京都)、「国立代々木競技場」(東京都)、「国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター」(東京都)の3か所</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 入札対象範囲の拡大等について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(18)(独)日本芸術文化振興会の設置・運営する劇場等の運営等業務</p>	<p>○ (独)日本芸術文化振興会の劇場等の管理・運営等業務に対する民間競争入札の活用について、平成20年度から複数年契約で実施している一般競争入札による民間委託の実施状況も見極めつつ、引き続き検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(19)(独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」について、「国際研究交流大学村」における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点としての位置づけを踏まえつつ、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「プラザ平成」の会議施設に係る企画・管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)日本学生支援機構「東京国際交流館」の「プラザ平成」(東京都)</p>	<p>文部科学省</p>

<p>(20) (独) 日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務</p>	<p>○ (独) 日本学生支援機構の全国13か所の国際交流会館のうち、次の内容の民間競争入札により事業を実施している「広島国際交流会館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「広島国際交流会館」の管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独) 日本学生支援機構の「広島国際交流会館」(広島県)</p> <p>○ (独) 日本学生支援機構の全国13か所の国際交流会館のうち、次の内容の民間競争入札により事業を実施している「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独) 日本学生支援機構の「大阪第二国際交流会館」(大阪府)</p> <p>【平成22年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。 このため、平成21年度中に、平成22年度に実施する民間競争入札に関する対象施設、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ策定する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(21) (独) 高齢・障害者雇用支援機構の設置・運営する「高齢期雇用就業支援コーナー」事業</p>	<p>○ (独) 高齢・障害者雇用支援機構の設置・運営する「高齢期雇用就業支援コーナー」(全国47か所)について、業務の見直し及び箇所数の削減の結果、重点実施箇所として都市部等に存続することとした常設型施設(全国14か所)において、民間競争入札を実施することとし、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間等は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 高齢期における職業生活設計に関する助言又は指導</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年9月までに入札公告を実施し、平成22年1月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年1月から平成25年3月までの3年3か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国14か所のうち東京、愛知、広島の3か所</p> <p>【平成23年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の対象箇所の拡大について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>(22)(独)労働政策研究・研修機構の「労働大学校」運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)労働政策研究・研修機構の設置・運営する「労働大学校」の施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「労働大学校」(埼玉県)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(23)(独)雇用・能力開発機構の設置・運営する職業能力開発促進センター事業</p>	<p>○ (独)雇用・能力開発機構が設置・運営する職業能力開発促進センターの行う職業訓練については、「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年12月24日閣議決定)を踏まえ、民間競争入札の活用を検討や一層のサービスの質の向上等公共サービスの改革のための取組を進めることとする。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(24)(独)労働者健康福祉機構の医業未収金の徴収業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する(独)労働者健康福祉機構の医業未収金の徴収業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 電話、文書による支払案内業務、支払方法の相談業務、居所等調査業務、集金業務、報告書の作成・報告業務のすべて</p> <p>【契約期間】 平成21年10月から平成24年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 すべての労災病院等(34施設)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(25)(独)国立病院機構の医業未収金の徴収業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国立病院機構の医業未収金の徴収業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 電話、文書による支払案内業務(集金代行業務)、分割支払の相談業務、居所不明者に係る住所等の調査業務のすべて</p> <p>【契約期間】 平成20年10月から平成23年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国145病院中82病院</p> <p>【平成22年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況を見つつ、民間競争入札の対象の拡大を更に検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(26)(独)国立病院機構の物品調達業務</p>	<p>○ (独)国立病院機構の各病院共通の消耗品等に係る物品調達業務について、原則として、平成22年度に官民競争入札又は民間競争入札を実施することとし、対象品目、対象施設、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成21年10月までに策定する。</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>(27)(独)家畜改良センターの「中央畜産研修施設」の運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)家畜改良センターの「中央畜産研修施設」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央畜産研修施設」(福島県)</p>	<p>農林水産省</p>
<p>(28)(独)経済産業研究所のデータベースのシステム運営業務</p>	<p>○ (独)経済産業研究所のデータベースのシステム運営業務について、民間競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 JIPデータベース及びRIETI-TIDに係るサーバーの保守・管理、データの更新等データベースの維持管理業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成21年度から2年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(29)(独)経済産業研究所の中国語ホームページの維持管理業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)経済産業研究所の中国語ホームページの維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 中国語ホームページの更新・保守管理業務</p> <p>【契約期間】 平成21年6月から平成23年5月までの2年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(30)(独)工業所有権情報・研修館の民間事業者向け研修業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)工業所有権情報・研修館の民間事業者向け研修業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 知的財産専門人材向け審査基準討論研修、検索エキスパート研修(中級)、中小・ベンチャー企業向け研修(特許侵害警告模擬研修)</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成23年3月までの2年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(31)(独)工業所有権情報・研修館の情報関連事業</p>	<p>○ 特許庁で構築中の新業務システム(平成23年度及び平成25年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、電子出願ソフト開発事業、公報システム開発事業については、新システムの運用開始に合わせて廃止し、工業所有権情報提供のための整理標準化データ作成事業については、新システムの運用開始に合わせて段階的(平成23年度及び平成25年度)に廃止する。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(32)(独)日本貿易振興機構の外国企業誘致担当者育成事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札に準じた手続による一般競争入札により事業を実施している(独)日本貿易振興機構の外国企業誘致担当者育成事業について、実施方針等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 研修プログラムの策定・運営、会場確保、広報業務等</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成23年3月までの2年間</p>	<p>経済産業省</p>

<p>(33) (独)日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国内外で開催される見本市のデータ収集、見本市・展示会情報総合サイトJ-messe内の見本市データベースの管理・運営等業務</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成23年3月までの2年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(34) (独)日本貿易振興機構の環境関連ミッション受入事業</p>	<p>○ (独)日本貿易振興機構の環境関連ミッション受入事業について、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ミッションの目的に応じた研修内容・スケジュールの作成、ミッションの旅程に係る各種調整、宿泊先・交通手段・翻訳などの確保、来日中のアテンド対応 等</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度に受入れが決定したミッションから落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 ミッションの内容に応じ、当該ミッションが完了するまでの適切な期間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(35) (独)日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」運営業務</p>	<p>○ (独)日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」運営業務について、官民競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国際機関及び200か国・地域を超える世界の経済・貿易等資料の選定・収集と整理、同じく世界全域をカバーする数十の商用データベースの契約と提供、さらにこれらを対象としたビジネス展開に直結するレファレンスサービス、及び「ビジネスライブラリー」における利用者サービスと閲覧室管理業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年度から2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「ビジネスライブラリー」(東京都)、「ビジネスライブラリー」(大阪府)の2か所</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(36) (独)日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館」運営業務</p>	<p>○ (独)日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館」運営業務について、官民競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 開発途上国・地域の経済・政治・社会などに関する学術研究書、新聞、雑誌、地図等の収集・整理・閲覧、開発途上国・地域の目録作成、資料・情報に関する各種レファレンス対応業務、機関リポジトリ、各種データベース及びウェブサイト構築・管理等アジア経済研究所図書館の運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年度から2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「アジア経済研究所図書館」(千葉県)</p>	<p>経済産業省</p>

<p>(37) (独)情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)情報処理推進機構の地方支部が実施する情報処理技術者試験における試験会場の確保及び運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 試験会場の確保及び試験運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 「高松試験地」及び「那覇試験地」については、平成20年度春期試験事業から落札者による事業を実施 「広島試験地」については、平成21年度秋期試験事業から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 「高松試験地」及び「那覇試験地」については、平成19年10月から平成22年12月までの3年3か月間 「広島試験地」については、平成21年4月から平成22年12月までの1年9か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「高松試験地」(香川県)、「那覇試験地」(沖縄県)、「広島試験地」(広島県)</p> <p>【地方支部の廃止】 四国、沖縄支部を廃止(平成19年度) 民間競争入札の結果を踏まえ、試験の安定実施に問題がない場合には、中国支部を廃止する(平成21年度中)</p> <p>○ (独)情報処理推進機構の地方支部が実施する情報処理技術者試験における試験会場の確保及び運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 試験会場の確保及び試験運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成21年度中に入札を実施し、平成23年度春期試験事業から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年10月から平成25年12月までの3年3か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「札幌試験地」(北海道)、「仙台試験地」(宮城県)、「広島試験地」(広島県)、「高松試験地」(香川県)、「福岡試験地」(福岡県)、「那覇試験地」(沖縄県)</p> <p>【地方支部の廃止】 民間競争入札の結果を踏まえ、試験の安定実施に問題がない場合には、北海道支部、東北支部及び九州支部を廃止する(平成22年度中)</p> <p>【平成23年度以降の事業における対象範囲の拡大措置等】 (独)情報処理推進機構の民間競争入札を未実施の地方支部が実施している試験会場の確保及び運営業務に関しては、落札者により実施する業務全般の評価も踏まえつつ、監理委員会と連携しながら第2期中期目標期間中(平成25年3月まで)に民間競争入札を実施する。 民間競争入札の結果を踏まえ、試験の安定実施に問題がない場合には、第2期中期目標期間中に地方支部を全廃するものとする。</p>	<p>経済産業省</p>
-------------------------------------	---	--------------

<p>(38) (独) 中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」の研修事業及び施設の運営等業務</p>	<p>○ (独) 中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」における企業向け研修に係る業務及び施設の管理・運營業務について、すべての大学校において、官民競争入札又は民間競争入札の導入を図ることとする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 「中小企業大学校」各校における企業向け研修に係る業務及び施設の管理・運營業務</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成26年3月までの5年5か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 2校(中小企業大学校直方校(福岡県)及び中小企業大学校旭川校(北海道))について、平成21年度事業から平成25年度事業までの5事業年度分を実施</p> <p>【平成23年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 第2期中期目標期間中に、モデル事業及び平成21年度事業より実施する事業の実施状況等を踏まえ、その他の大学校への導入を図る。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(39) 自動車検査(独)の自動車検査業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している自動車検査(独)の「中央実習センター」の管理・運營業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成23年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央実習センター」(東京都)</p> <p>○ 自動車検査(独)の自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札の実施について、関東検査部管内23事務所における業務の実施状況、平成21年度事業開始分について行った民間競争入札の結果等を踏まえ、検討する。 検討の結果、民間競争入札を実施する場合には、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間、対象官署等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成22年7月末までに策定する。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(40) (独) 国際観光振興機構の海外観光宣伝事務所の業務</p>	<p>○ 海外観光宣伝事務所が行う旅行博覧会や展示会等への出展業務について、現在機構が実施している業務の実施状況や機構全体の見直しの中での事務所機能強化の考え方を十分踏まえつつ、官民競争入札等の実施を含めて、民間活力を活用する方向で早急に検討するものとする。 検討の結果、平成22年度に行う事業について民間競争入札を実施することとなった場合には、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ、平成21年10月末までに策定する。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(41) (独) 国際観光振興機構の通訳案内士試験事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している通訳案内士試験業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務</p> <p>【契約期間】 平成21年2月から平成23年2月までの2年1か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国8か所(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市、福岡市、那覇市)</p>	<p>国土交通省</p>

<p>(42) (独)都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)都市再生機構の「UR営業センター」におけるすべての業務、及びUR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>① 「UR営業センター」におけるすべての業務(契約事務、入居資格確認、契約内容等の説明等)</p> <p>② 民間競争入札の対象とする「UR営業センター」のうちの機構が指定する1か所については、①の業務と機構が指定する当該UR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務(住宅の下見や周辺環境等に関する情報提供、仮予約の受付等)を合わせて対象</p> <p>【契約期間】</p> <p>平成21年7月から平成24年6月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</p> <p>① 「UR錦糸町営業センター」(東京都)、「UR町田営業センター」(東京都)、「UR堺東営業センター」(大阪府)の3か所(「UR営業センター」におけるすべての業務)</p> <p>② 「UR所沢営業センター及び所沢市に存する団地における現地案内所」(埼玉県) (「UR営業センター」におけるすべての業務、及び当該UR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務)</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(43) (独)環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務について、補償財源の確実な徴収の実施について留意しつつ、実施要項に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>申告書等の送付及び受理点検、申告・納付手続きのための情報提供及び相談への対応、申告書提出の懇諭等</p> <p>【契約期間】</p> <p>平成21年3月から平成26年3月までの5年1か月間</p>	<p>環境省</p>
<p>(44) (独)駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務</p>	<p>○ (独)駐留軍等労働者労務管理機構が管理し、運用する機構情報システムに関する機器等の運用管理業務について民間競争入札を行う。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>機構本部(運用管理センター)内における稼働管理、セキュリティ管理、障害対応及びヘルプサポート等</p> <p>【入札等の実施予定時期】</p> <p>平成22年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】</p> <p>平成22年4月から平成23年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</p> <p>(独)駐留軍等労働者労務管理機構の本部(運用管理センター)</p>	<p>防衛省</p>
<p>(45) 独立行政法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討</p>	<p>○ 上記以外の独立行政法人関連業務についても、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札又は民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。</p> <p>○ 上記の独立行政法人の業務については、原則、官民競争入札又は民間競争入札を実施、検討等を行うこととするが、必要に応じ、官民競争入札又は民間競争入札に準じた手続による一般競争入札・民間委託の実施の可能性についても検討する。</p>	<p>内閣府及び関係府省</p>

11. 徴収関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方の検討	○ 公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方について、早急に検討する。	内閣府及び関係府省

12. 国立大学法人関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
国立大学法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討	<p>○ 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を踏まえ、業務の特性に配慮しつつ、経営効率化の観点から、既に他の国の行政機関等において官民競争入札等の対象とされ、質の維持向上及び経費の削減が期待される施設の管理・運営業務、内部管理業務、試験実施業務、医業未収金の徴収業務等について、官民競争入札等を含む民間活用の一層の推進を検討する。</p>	文部科学省及び国立大学法人

13. その他

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)地方公共団体が実施する業務への官民競争入札等の活用に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が実施する業務については、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、法に基づく官民競争入札等を活用することにつき、検討を行う。 	内閣府及び関係府省
(2)その他官民競争入札等の導入等に向けた取組等	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで提出された民間事業者等からの提案のうち、実現できていないものについても、引き続き、法に基づく廃止又は官民競争入札若しくは民間競争入札の対象とすることにつき、検討を行う。 ○ 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨、文化芸術や科学技術については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応する。 	内閣府及び関係府省